第７３号議案

東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定に基づき東三河広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第２９１条の１１の規定に基づき議会の議決を求める。

平成２８年８月２５日提出

豊川市長　山　脇　　実

東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成２７年１月３０日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第４条中第９号を第１０号とし、第８号の次に次の１号を加える。

⑼　前条に規定する広域連合の区域に係るまち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条第１項に規定する計画の策定に関する事務

別表に次のように加える。

第４条第１０号に規定する事務に係る経費	人口割

附　則

この規約は、平成２８年１１月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、東三河広域連合の処理する事務に、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画の策定に関する事務を加える必要があるからである。